平成21年6月4日

規則第38号の2

改正 平成23年10月17日規則第53号

平成27年3月26日規則第5号

平成28年3月29日規則第19号

令和元年11月22日規則第20号

令和3年12月22日規則第81号

令和4年9月29日規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下 「法」という。)及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省 令第3号。以下「省令」という。)並びに福井市手数料徴収条例(大正7年福井市条例第4号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。 (住戸の数の算定方法)

第3条 条例別表(77)の項及び(78)の項に規定する住戸の数は、1の建築物にある住戸 (法第5条第1項から第7項までの規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保 全計画(以下「長期優良住宅建築等計画等」という。)の認定の申請に係る住宅(次条及び第5 条第1項第1号において「認定申請に係る住宅」という。)をいう。)の数をいい、一戸建ての 住宅にあっては1とする。

(認定基準)

- 第4条 法第6条第1項第3号に規定する基準は、次のとおりとする。
  - (1) 認定申請に係る住宅を建築しようとする又は認定申請に係る住宅が所在する土地が次に掲げる計画の区域内の土地である場合は、当該計画に適合するものであること。
    - ア 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第4条第9項に規定する地区計画等
    - イ 景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画
  - (2) 次に掲げる区域内に認定申請に係る住宅を建築するもの又は認定申請に係る住宅が所在する

ものでないこと。ただし、都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業 の施行地区内の施設建築物である住宅、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による 土地区画整理事業の施行地区内の除去が不要な住宅及び住宅地区改良法(昭和35年法律第8 4号)第6条に規定する改良地区内の土地の利用に関する基本計画に適合する住宅等、長期に わたる立地が想定されることが許可等により判明している場合は、この限りでない。

- ア 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
- イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
- ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
- エ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域
- オ 住宅地区改良法第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区
- 2 法第6条第1項第4号に規定する基準は、次に掲げる区域内に認定申請に係る住宅を建築する もの又は認定申請に係る住宅が所在するものでないこととする。ただし、区域の指定解除が決定 している場合又は近い将来解除されることが確実と見込まれる場合は、この限りでない。
  - (1) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域
  - (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に 規定する急傾斜地崩壊危険区域
  - (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

(所管行政庁が定める図書)

- 第5条 省令第2条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。
  - (1) 認定申請に係る住宅が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関(以下「登録住宅型式性能認定等機関」という。)が行う品確法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定(登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下「住宅型式性能認定」という。)を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。以下「品確法施行規則」という。)第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書(登録住宅型式性能認定等機関が交付す

るこれと同等の確認書を含む。以下「住宅型式性能認定書」という。) の写し

- (2) 認証型式住宅部分等(品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等をいう。以下同じ。)である住宅又は認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、品確法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書(以下「型式住宅部分等製造者認証書」という。)の写し
- (3) 長期優良住宅建築等計画等の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法に規定する基準(平成21年国土交通省告示第209号)第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書(品確法第59条第1項に規定する登録試験機関(以下「登録試験機関」という。)が行う品確法第58条第1項に規定する特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下この号において「試験等」という。)を受けたときは、当該試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。)
- (4) 前条第1項第1号の基準に適合する旨を確認することができる書類の写し
- 2 省令第2条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次に掲げる事項が省令第2条第1項 の表1又は表2上欄に掲げる図書の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める事項の全てを含んで いる場合にあっては、当該図書とする。
  - (1) 住宅型式性能認定書の写しを提出した場合にあっては、当該住宅型式性能認定書において、 住宅性能評価(登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書に おいては長期優良住宅建築等計画等の認定)の申請において明示することを要しない事項とし て指定されたもの
  - (2) 型式住宅部分等製造者認定書の写しを提出した場合にあっては、当該型式住宅部分等製造者認定書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(軽微な変更の届出)

第6条 認定計画実施者は、省令第7条各号に掲げる軽微な変更をしようとするときは、軽微な変 更届(様式第1号)に変更に係る図書を添えて、市長に届け出ることができる。

(申請の取下げ)

第7条 法第5条第1項から第7項までの認定を申請した者、法第8条第1項若しくは法第9条第 1項若しくは第3項の変更の認定を申請した者又は法第10条の承認を申請した者(以下「申請 者」という。)が、これらの申請を取り下げようとするときは、取下げ届(様式第1号の2)を 市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第8条 市長は、法第5条第1項から第7項までの認定又は法第8条第1項若しくは法第9条第1 項若しくは第3項の変更の認定の申請について認定しない場合は、認定しない旨の通知書(様式 第2号)を申請者に通知するものとする。

(承認しない旨の通知)

第9条 市長は、法第10条の承認の申請について承認しない場合は、承認しない旨の通知書(様式第3号)を申請者に通知するものとする。

(完了の報告等)

- 第10条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事(以下この項において「工事」という。)が完了したときは、速やかに工事完了報告書(様式第4号)に建築 士法(昭和25年法律第202号)第20条第3項に規定する工事監理報告書の写し、建築基準 法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し 及び工事の完了を確認することができる写真を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 認定計画実施者は、法第12条の規定による認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求められた場合は、状況報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。 (建築又は維持保全の取りやめ)
- 第11条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画 (以下「認定長期優良住宅建築等計画等」という。)に基づく住宅の建築又は維持保全を取りや めようとするときは、速やかに取りやめ申出書(様式第6号)に、省令第6条に規定する認定の 通知書(法第8条第2項において準用する法第6条第1項の変更の認定を受けた者にあっては、 当該通知書及び省令第9条に規定する変更の認定の通知書)を添えて、市長に提出しなければな らない。

(改善命令)

第12条 市長は、法第13条第1項から第3項までに規定する改善に必要な措置を命ずる場合は、改善命令書(様式第7号)を認定計画実施者に通知するものとする。

(長期優良住宅建築等計画等の認定の取消し)

第13条 市長は、法第14条第1項の規定により長期優良住宅建築等計画等の認定を取り消した ときは、認定取消通知書(様式第8号)を認定計画実施者に通知するものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、法、省令及び条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年6月4日から施行する。

附 則(平成23年規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月26日規則第5号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第19号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月22日規則第20号)

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

附 則(令和3年12月22日規則第81号)

この規則は、令和4年2月20日から施行する。

附 則(令和4年9月29日規則第39号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。